【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】指定申請に係る提出確認票

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　所　名 |  | 指定予定年月日 | 年 　　月 　　日 |
| 申請担当者職氏名 |  | 申請に関する連絡先 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 提出書類 | 確認 | 注意事項 |
| １ | 指定（更新）申請書 | □ | ○新規申請の場合  様式第１号「指定地域密着型サービス事業所指定申請書」  ○指定更新申請の場合  様式第５号「指定地域密着型サービス事業所指定更新申請書」 |
| ２ | 付表6 | □ | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項 |
| ３ | 特別養護老人ホーム許可証（写し） | □ | ＊特養開設と同時に申請の場合は添付不要 |
| ４ | 履歴事項全部証明書 | □ | ＊当該事業を実施する旨の記載のあるもの  ＊申請日において発行から3月以内のもの |
| ５ | 勤務形態一覧表  ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要  変更あり □  変更なし □ | □ | ＊管理者及び従業員全員の毎日の勤務すべき時間数（4週間分）  ＊確保した従業員のみを記載（仮配置は不可）  ＊兼務者がいる場合には、兼務先・内容・時間など詳細がわかるように記載従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表を添付  ＊ユニットごとの配置が分かるように作成  ＊職種ごと、勤務形態順に記載  （参考様式１） |
| ６ | 資格を証するものの写し | □ | ＊該当資格証等のみの写を、氏名を記載した順にそろえて添付  　◇管理者  　◇生活相談員  　◇ユニットリーダー  　◇機能訓練指導員  　◇介護支援専門員 |
| ７ | 事業所の平面図等 | □ | ＊建物全体の平面図及び当該事業に関する平面図（用途・面積、専有・共有を明示したＡ４版又はＡ３版のもの）  ＊文字等が明確にわかること  ＊各室の名称、面積を明示したもの  （参考様式３） |
| ８ | 設備、備品に係る一覧表  ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要  変更あり □  変更なし □ | □ | （参考様式４） |
| ９ | 併設する施設の概要 | □ |  |
| 10 | 消防の立ち入り検査結果通知書の写し（直近のもの） | □ | ＊事業所建物に係る検査結果 |
| 11 | 運営規程  ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要  変更あり □  変更なし □ | □ | ＊次の内容について、具体的かつわかりやすく定めていること。  １　施設の目的及び運営の方針  ２　従業者の職種、員数及び職務の内容  ３　入所定員  ４　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  ５　施設の利用に当たっての留意事項  ６　緊急時等における対応方法  ７　非常災害対策  ８　虐待の防止のための措置に関する事項  ９　その他施設の運営に関する重要事項 |
| 12 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要  ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要  変更あり □  変更なし □ | □ | ＊次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。  １　事業者として、利用者等からの相談・苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置  ＊受付曜日、時間、電話番号、ＦＡＸ番号、担当者職・氏名を明記する。  ２　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順  ３　苦情があったサービス事業者に対する対応方針等  ４　その他参考事項  （参考様式５） |
| 13 | 損害賠償発生時に対応が可能であることがわかる書類（損害保険証書の写し等） | □ | ＊当該事業所･サービスが対象であることが確認できるもの  ＊損害保険証書を用意できない場合は、申込書及び領収書の写を添付 |
| 14 | 医療機関との協定書、契約書の写し | □ | ＊協力病院（及び協力歯科医療機関） |
| 15 | 誓約書 | □ | ＊欠格事由に該当しない旨の誓約書  （参考様式６－１） |
| 16 | 介護支援専門員名簿 |  | （参考様式７） |
| 17 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 | □ | （別紙３－２） |
| 18 | 介護給付費算定に係る体制等状況  一覧表 | □ | （別紙１－３） |
| 19 | 加算の算定に係る必要書類 | □ |  |
| 20 | 提出確認票 | □ | 本票 |

※書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格Ａ４型とします。

※**すべての書類が確認できない場合は、指定（更新）申請の受付ができません。**

※**受付後、書類の補正、追加提出をお願いすることがあります。**